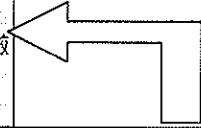


第 63 回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明等の変更点

・第 63 回国民体育大会(大分県) 参加資格、年齢基準等の解釈・説明(資料 No.2)について

- ① P.1「5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」について、ボクシングのセカンド、馬術のホースマネージャー等、選手・監督以外の参加者については第 63 回大会より、「監督」の参加資格に統一し、その旨解釈・説明欄に明記。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 監督及び選手の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、下記のとおりとする。	・ 次の者についても、原則として監督及び選手と同様、左記の条件(5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準を満たしているものとする。 ボクシングのセカンド、自転車のメカニシャン、馬術のホースマネージャー、高等学校野球の責任教師	
(1) 参加資格		
ア 日本国籍を有するものであることとするが、監督及び選手のうち次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。		・ 次の者についても、都道府県大会参加時から引き続き日本国籍を有している者とする。 ボクシングのセカンド、自転車のメカニシャン、馬術のホースマネージャー、高等学校野球の責任教師

- ② P.5(1)(エ)について、ブロック大会を実施する競技における本大会参加枠は「選手個人」ではなく「都道府県」が勝ち取ったものである、という考え方を適用し、その旨備考、補足欄に明記。

(1)参加資格		
オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。		
(エ) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通じた者であること。	・ 都道府県大会 ① 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 ・ ブロック大会 本大会にストレートで参加できる競技種別、種目を除き各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってブロック大会に参加し、これを通じなければならない。	① 都道府県大会及びブロック大会の免除 本会国体委員会が決定した予選会免除対象大会に参加する代表選手については、当該競技の予選会に参加しなくても、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会へ出場できる。 ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。 また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。 ② ブロック大会における本大会参加枠の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができる。
	(参考)62 回大会用解釈・説明 「ブロック大会において種別・種目毎に本大会へ出場する都道府県を決定する団体競技等は、その都道府県が本大会への出場権を獲得したものであり、個人が取得したものではない。従って、ブロック大会に参加した者に代えて、本大会には他の者を参加させることができる。」	

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足								
5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 監督及び選手の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、下記のとおりとする。	・ 次の者についても、原則として監督及び選手と同様、左記の条件(5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準)を満たしているものとする。 ボクシングのセカンド、自転車のメカニシャン、馬術のホースマネージャー、 高等学校野球の責任教師									
(1) 参加資格										
ア 日本国籍を有するものであることとするが、監督及び選手のうち次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。										
(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。)	・ 永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者〔以下「特別永住者」〕を含む)については、日本国籍を有するものと同様に扱う。 ① ・ 国民体育大会における、永住者(特別永住者を含む)以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記の通りとする。 <table><tr><td>在留資格</td><td>考 え 方</td></tr><tr><td>家 族 滞 在</td><td>中学3年生</td></tr><tr><td>就 学 生</td><td>高等学校等に在籍する少年種別の年齢域に該当する者</td></tr><tr><td>留 学 生</td><td>大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者</td></tr></table>	在留資格	考 え 方	家 族 滞 在	中学3年生	就 学 生	高等学校等に在籍する少年種別の年齢域に該当する者	留 学 生	大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者	① 永住者(特別永住者含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。
在留資格	考 え 方									
家 族 滞 在	中学3年生									
就 学 生	高等学校等に在籍する少年種別の年齢域に該当する者									
留 学 生	大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者									
(イ) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒ただし、	・ ここで言う「学校教育法第1条に規定する学校(以下「第1条校」)」とは、中学校、高等学校、中等教育学校、大学(大学院を除く)、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校を指す。 以下、第1条校については同じ解釈を適用する。									
a 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生及び家族滞在(中学3年生)については、大会実施要項が定める参加申込締切時に1年以上在籍していること。	・ 在留資格のうち、就学生及び家族滞在(中学3年生)については、大会実施要項(都道府県大会を含む)が定める参加申込締切時の1年以上前から継続して第1条校に在籍していなければならない。									
b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、留学生については、参加できない。	・ 成年種別年齢域に該当し、大学等に在籍する者については、在留資格が永住者(特別永住者を含む)以外の者は、国体に参加できない。 ①	① 平成2年4月1日以前に生まれた高等学校等への在籍者(平成20年の4月1日現在、18歳以上の者)は、大学に在籍する「留学生」の取り扱いに準じ、参加することはできない。								
(ウ) 参加しようとする当該年以前に前号(イ)の規定に該当していた者。	・ (ウ)は、前号(イ)の規定を前提として適用するものとする。 ・ 過去に第1条校に1年以上在籍していた者は少年又は成年の種別に参加することができるが、過去の在留資格が「留学生」のみの場合は参加できない。 ① ・ 第1条校に在籍したことがあっても、平成2年4月1日以前に生まれた者で、現在専修学校(専門学校)に在学している者のうち、出入国管理及び難民認定法の在留資格が「永住者(特別永住者含む)」以外の者は、国体に参加できない。	① ただし、第59回大会(平成16年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍実績が1年以上なくとも参加できる。(過去の在留資格が「留学生」のみの場合を除く)								

- Q.1 (1) 参加資格－ア－(ア)に「永住者(特別永住者を含む)」が記載されていますが、在留資格が「永住者(特別永住者を含む)」であれば、(1) 参加資格－ア－(イ)のように「学校教育法第1条に規定する学校に在籍」していなくてもよいのでしょうか。
- A.1 在留資格が「永住者(特別永住者を含む)」の方については、日本国籍を有する方と同様の条件で国体に参加できます。従って、特に(1) 参加資格－ア－(イ)の「学校教育法第1条に規定する学校に在籍」していなくても国体に参加できます。
- Q.2 (1) 参加資格－ア－(ウ)に「参加しようとする当該年以前に前号(イ)の規定に該当していた者」とありますが、大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1) 参加資格－ア－(ウ)に該当しないため、参加できないということでしょうか。
- A.2 大学から来日し、その後就職された方については、(1) 参加資格－ア－(ウ)に該当しないため参加できません。なお、外国籍の方の参加条件として、「学校教育法第1条に規定する学校」に1年以上在籍実績(第59回大会以前に在籍していた者はこの限りではない)が必要となりますが、現在「大学」に在籍する方(在留資格が「留学」等)については「学校教育法第1条に規定する学校」に1年以上の在籍実績があっても参加できません。
- Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」、「就学」、「留学」以外なのですが、国体に参加できるのでしょうか。
- A.3 本資料記載以外の在留資格の方については、本会において、当該在留資格及び我が国における活動内容等を勘案した上で、参加の可否を決定いたします。所属の都道府県体育協会を通じて、本会へお問合せください。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(1)参加資格		
イ 各競技の選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。		

- Q.1 「各競技の選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者」とは、どういうことでしょうか。
- A.1 国体は都道府県対抗の総合競技会のため、国体の選手及び監督については、当該都道府県の競技団体と体育協会会長が、正式な都道府県代表として責任を持って選抜し、派遣することとなっております。
- つまり、国体の選手及び監督となるためには、当該都道府県の競技団体と体育協会会長に認められる必要があります。その選抜方法については、各都道府県、各競技により異なりますので、当該都道府県の競技団体又は体育協会へお問合せください。
- なお、所属都道府県については、下記(2)「所属都道府県」において、参加条件を満たす都道府県のうち、いずれかを選択することができます。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(1) 参加資格		
ウ 第61回又は第62回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第61回又は第62回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	- 第61回大会とは、平成18年に開催された各季大会 →冬季大会（北海道、群馬県）／本大会（兵庫県） - 第62回大会とは、平成19年に開催された各季大会 →冬季大会（群馬県、秋田県）／本大会（秋田県）	
(7) 成年種別		
a 平成19年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者	- 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 - 学校教育法第83条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第37条及び第46条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載	
b 結婚又は離婚に係る者	- 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 - その法的手続きが、平成19年5月1日から平成20年4月30日の間に完了していなければならない。 ①	① 平成20年4月30日以前から後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たしていようと、5月1日以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（国内移動選手の制限に抵触しない）を適用できない。
c ふるさと選手制度を活用する者 (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)	所定の方法により、都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」となる都道府県を登録しなければならない。	
(4) 少年種別		
a 平成19年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者	- 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 - 学校教育法第83条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第37条及び第46条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載	
b 結婚又は離婚に係る者	- 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 - その法的手続きが、平成19年5月1日から平成20年4月30日の間に完了していなければならない。 ①	① 平成20年4月30日以前から後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たしていようと、5月1日以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（国内移動選手の制限に抵触しない）を適用できない。
c 一家転住に係る者 (別記2「一家転住等」に伴う特例措置の考え方による。)	転居先の都道府県大会締切日以前に、その手続きが完了していなければならない。	

【成年・少年共通】

- Q.1 実業団チームの解散や、転職に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県と異なる都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。
- A.1 2大会以上の間を置かなければなりません。但し、(1) 参加資格－ウー（ア）もしくは、(1) 参加資格－ウー（イ）に該当する方については、2大会の間を置かなくとも異なる都道府県から参加することができます。
- Q.2 平成19年度に「大学院」を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。
- A.2 国体においては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「新卒業者」の対象としておりません。
なお、第63回大会「新卒業者」の対象は平成19年度（平成19年4月1日以降、平成20年3月31日まで）に卒業された方が対象です。平成18年度に卒業された方は対象となりません。
- Q.3 「結婚又は離婚に係る者」は、「その法的手続きが平成20年4月30日以前」であれば、いつでも構わないのですか。
- A.3 第63回大会「結婚又は離婚に係る者」の適用対象は、その法的手続きが平成19年5月1日以降、平成20年4月30日以前に完了した方が対象です。平成19年4月30日以前に手続きをされた方は対象となりません。

【成年のみ】

- Q.4 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればよいですか。
- A.4 卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県体育協会へ所定の手続きを行います。但し、ふるさと制度で登録できる都道府県は、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。また、原則として、ふるさと制度の活用は、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。

【少年のみ】

- Q.5 「一家転住に係る者」は、「その手続きが転居先の都道府県予選会締切以前」であれば、いつでも構わないのですか。
- A.5 「一家転住に係る者」の適用対象について、第63回本大会の場合は、その手続きを平成19年4月1日以降、当該大会都道府県予選会参加申込締切日以前に完了した方が対象です。平成19年3月31日以前に手続きをされた方は対象となりません。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(1) 参加資格		
エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。	・ 2種別に参加することはできない。 ①	① 例えば、成年男子の選手が同一競技の成年女子種別の監督を兼任することはできない。 ・ この項は、都道府県大会、ブロック大会、本大会を通じて適用される。 ・ 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国体開催基準要項細則 国民体育大会実施競技及び参加人員」に基づく。
オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。		
(7) 参加選手は、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。	・ 冬季大会とは、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキー競技会を指す。 ・ 第63回大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。	
(4) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。	・ 冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。 ①	① 監督についても同様とする。
(9) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。	・ 選手を派遣する各都道府県体育協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。	

Q. 1-1 私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っていますが、すべての競技で団体に参加することができますか？

A. 1-1 できません。上記 (1) 参加資格一オー (ア) 「参加選手は、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のため、冬季大会スケート競技へは参加できますが、本大会には、自転車競技または陸上競技のいずれかを選択して参加できます。本大会において、自転車競技と陸上競技の2競技に参加することはできません。
つまり、「冬季大会にスケート競技 (1競技)、本大会に自転車競技 (1競技)」か、または「冬季大会にスケート競技 (1競技)、本大会に陸上競技 (1競技)」のいずれかとなります。

Q. 1-2 第63回冬季大会にスケート競技、第63回本大会に自転車競技に参加する場合、スケート競技へはA県から参加し、自転車競技へはB県から参加はできますか。

A. 1-2 できません。上記 (1) 参加資格一オー (イ) 「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、第63回冬季大会及び本大会は同一の都道府県からのみ参加できます。
つまり、スケート競技及び自転車競技に参加する場合は、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、または両競技ともB県からの参加となります。

Q. 2 ゴルフ競技でA県及びB県の予選会に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加することはできますか。

A. 2 できません。上記 (1) 参加資格一オー (イ) 「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1都道府県からのみ参加することができます。

Q. 3 ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退した。本大会で少年男子の監督として参加することはできますか。

A. 3 できません。上記 (1) 参加資格一エ「選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の段階を問いません。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
(1) 参加資格		
オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。		
(エ) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。	・ 都道府県大会 ① 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 ・ ブロック大会 本大会にストレートで参加できる競技種別、種目を除き各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってブロック大会に参加し、これを通過しなければならない。	① 都道府県大会及びブロック大会の免除 本会国体委員会が決定した予選会免除対象大会に参加する代表選手については、当該競技の予選会に参加しなくても、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会へ出場できる。 ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。 また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。 ② ブロック大会における本大会参加枠の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができる。
(イ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。		

- Q.1 都道府県大会とブロック大会に、必ず参加しないと本大会に参加できないのでしょうか。ブロック大会で怪我をした選手の代わりに本大会に参加できないのでしょうか。
- A.1 原則として、都道府県大会については、競技会、選考会、推薦制度等、当該都道府県競技団体が定めた都道府県代表となるための予選（手続き）に必ず参加しなくてはなりません。しかし、団体競技におけるブロック大会から本大会への出場権については、当該都道府県が獲得したものであることから、傷病等の諸事情により、交代して参加することは可能です。但し、交代する方は、同一種別の都道府県大会に参加していることが条件となります。
- Q.2 予選会の免除があると聞きました。
- A.2 本会が免除対象大会として認めたオリンピック等の国際大会代表選手については、予選会免除対象者として取り扱うことができます。免除対象大会については、各競技により異なりますので、免除対象の大会名、選手の選抜方法等については、所属都道府県体育協会又は当該競技団体にお問合せください。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
(2) 所属都道府県		
所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。		
ア 成年種別		
(7) 居住地を示す現住所	・ 住所を有し、しかも日常生活をしている所を指す。 ① ・ 平成20年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き この2つの条件を満たしていること ②	① 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。 ② 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成20年10月7日）を指す。
(4) 勤務地	・ 平成20年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。 ①	① 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成20年10月7日）を指す。
(9) ふるさと (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)	・ 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。	
※ 上記に属する所属都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、のいずれかから参加する場合は、平成20年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、又は勤務していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。 ・ 成年種別の選手が属する都道府県として「ふるさと」を選択する場合		

- Q.1 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録（住民票）はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。
- A.1 A県、B県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年4月30日以前より本大会参加時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。
- Q.2 私はA県にある大学に通学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在するA県から参加することができますか。
- A.2 「大学の所在地」を根拠として、A県から参加することはできません。
大学生を含む成年種別の所属都道府県は上記のとおり、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかを満たす都道府県です。
「大学の所在地」は所属都道府県の条件に当てはまりません。
- Q.3 私はA県に本社所在地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は支社所在地のB県です。「勤務地」とは、所属会社の本社所在地であるA県ですか、それとも、実際の勤務先である支社所在地のB県ですか。
- A.3 実際の勤務先であるB県です。「勤務地」の解釈は、当該大会開催年4月30日以前より本大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地となります。
- Q.4 国体には、上記（2）所属都道府県の条件を満たせば、どの都道府県から参加してもよいのでしょうか。
- A.4 上記（2）所属都道府県の条件を満たす都道府県のいずれか1都道府県から参加することができます。なお、冬季大会及び本大会にはそれぞれ1競技に限り参加できますが、回数を同じくする大会において、都道府県の予選会を含めて、異なる都道府県から参加することはできません。【上記（1）参加資格一オ参照】
また、前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記（1）参加資格一ウ参照】
- Q.5 上記（2）所属都道府県一アー（ウ）に記載されている成年種別年齢域（当該大会開催年4月1日時点で18歳以上）選手の「ふるさと」とは、どのような内容ですか。
- A.5 卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。詳細は、下記「別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】」をご参照ください。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(2) 所属都道府県		
イ 少年種別		
(7) 居住地を示す現住所	・ 住所を有し、しかも日常生活をしている所を指す。 ① ・ 平成20年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き この2つの条件を満たしていること ②	① 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。 ② 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成20年10月7日）を指す。
(4) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地	・ 平成20年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き通学している学校の所在地を指す。 ① ・ 学校教育法第83条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第37条及び第46条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載 ・ 下記の者は学校所在地から参加することはできない。 (1) 休学中の者 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者	① 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成20年10月7日）を指す。 ・ 全日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加できる。（「勤務地」の所属選択はできない。） ・ 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。 ・ 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。（「学校所在地」の所属選択はできない。）
(9) 勤務地	・ 平成20年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。 ①	① 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成20年10月7日）を指す。
※ 上記に属する所属都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成20年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。 ・ 少年種別の選手が「一家転住」した場合		

Q.1 少年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」と成年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。

A.1 異なりません、同一です。

Q.2 「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」としての条件を教えてください。

A.2 当該大会開催年4月30日以前より本大会参加時まで引き続き、通学している学校（学校教育法第1条に規定する学校）の所在地です。但し、次の者は学校所在地より出場することはできません。

(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者

また、国体における所属都道府県としての「学校教育法第1条に規定する学校」の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校を指します。

なお、「学校教育法第83条」に規定する「各種学校」のうち「学校教育法第37条」、「学校教育法第46条」、並びに「学校教育法施行規則第1条」（「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む）を満たす学校については、学校教育法第1条に規定する学校と同様に扱うものとします。（10ページ参照）

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(3) 選手の年齢基準		
ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。		
(7) 成年種別に参加する者は、平成2年4月1日以前に生まれた者とする。	・ 選手の参加資格及び所属都道府県については、競技ごとに定める種別の年齢区分に関わりなく、左記の年齢基準(ア)及び(イ)の区分に基づくものとする。 ① ・ 高校生、高等専門学校生であっても少年の種別の年齢域を越えた者は成年の種別に参加することとなる。 ① (例) 高校定時制4年生、高専4年生以上等は成年の種別に参加する。	① 平成2年4月1日以前に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかの参加資格を満たす都道府県より参加するものとする。 ① 平成2年4月2日以降に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のうちいずれかの参加資格を満たす都道府県より参加するものとする。
(イ) 少年種別に参加する者は、平成5年4月1日以前に生まれた者から平成2年4月2日以後に生まれた者とする。		
(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成20年4月1日を基準とする。		
イ (財)日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生とする。	・ 第63回大会において中学3年生が参加できる競技は次の通り。 - 陸上、水泳(競泳)、サッカー、スキー、テニス、体操(競技)、セーリング、ソフトテニス、卓球、馬術、フェンシング、カヌー、アーチェリー、ボウリング、ゴルフ	・ サッカー成年男子種別、サッカー女子種別、カヌーWWR成年種別、カヌーSLR成年種別、ゴルフ女子種別に参加する者のうち、平成2年4月2日以降に生まれた者は、少年種別年齢域の参加資格を適用する。
(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、(財)日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、(財)日本体育協会がその可否を決定する。		

Q.1 私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が国体に参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。

A.1 成年種別からの参加となり、学校の所在地は選択できません。国体においては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。

Q.2 サッカーの男子については、17歳(当該年1月1日現在)を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考え方・条件はどうなりますか。

A.2 上記(3)選手の年齢基準―ア(ウ)に記載の通り、「年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成20年4月1日を基準」としているため、所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。つまり、サッカー成年男子及び女子種別、またゴルフの女子種別のいずれにおいても、「平成5年4月1日以前に生まれた者から平成2年4月2日以後に生まれた者」は少年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」となり、「平成2年4月1日以前に生まれた者」は、成年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」と)となります。

Q.3 上記(3)選手の年齢基準―イの解釈・説明に記載されている競技以外では、中学3年生は参加できないのでしょうか。

A.3 できません。中学3年生が参加できる競技については、本会において当該競技の普及・実施状況、安全面等を確認し、国民体育大会関係機関・団体との合意を得てから、決定することとなっております。

Q.4 上記(4)「前記の各事項に疑義のあるときは、(財)日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、(財)日本体育協会がその可否を決定する。」とありますが、疑義が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、どこへ問合せをしたらよいでしょうか。

A.4 詳細について確認したい場合には、まずは所属の都道府県体育協会にお問い合わせください。都道府県体育協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育協会を通じて本会へご確認ください。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】		
(1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと	・ 本制度は、監督として参加する者（ただし、選手を兼任する者は除く）には適用されない ・ ここでいう「成年種別」とは、実施要項総則5－(3)－ア（平成2年4月1日以前に生まれた者）に該当する者とする。	
(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。	・ 「卒業中学校」、「卒業高等学校」は第1条校であること。 ただし、学校教育法第83条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第37条及び第46条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、学校教育法第1条に規定する学校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載	
(3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。	・ 都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。	
(4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。		
(5) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。		
(6) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申し込み締切期日までに、(財)日本体育協会宛に提出する。		※ 参加申込システムのチェック機能の関係上、参加申込ファイルのアップロードに先立ち「ふるさとファイル」をアップロードすること。

Q.1 ふるさと選手制度は、監督には適用されないのでしょうか。

A.1 監督には適用されません。但し、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われることとなるため、本制度が適用されます。

Q.2 ふるさと登録の条件として、「卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」となっていますが、中学生の時に、A中学校に入学し、その後B中学校へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいずれも選択できますか。

A.2 できません。卒業学校のみが対象となるため、A中学校所在地の都道府県をふるさととして選択することはできません。卒業学校であるB中学校所在地の都道府県がふるさと登録の対象となります。

Q.3 A中学校を卒業し、B高等学校へ進学したが、B高等学校は中退した。B高等学校をふるさととして登録できるでしょうか。

A.3 できません。B高等学校を卒業していないので、B高等学校所在地の都道府県をふるさととして登録できません。なお、A中学校は卒業しているので、A中学校所在地の都道府県はふるさととして登録できます。

Q.4 ふるさとを登録して都道府県予選会に参加を申込んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、ふるさと選手制度の活用はなかったものとしてカウントされますか。

A.4 国体においては、参加申込が受理された時点で参加と見なします。この場合は、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、ふるさと制度の活用としてカウントされます。

Q.5 ふるさと選手制度を活用するときは、前回参加都道府県がどこであって、2大会の間を置かずとも、ふるさとの都道府県から参加できますが、ふるさと選手制度の活用をやめて、居住地を示す現住所から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。

A.5 ふるさと選手制度を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かなくとも、ふるさと以外の「居住地を示す現住所」または「勤務地」から参加することができます。但し、2年以上連続して活用していない場合は、ふるさとの都道府県以外から参加することはできません。（上記（1）参加資格－ウ（ア）成年種別のa及びbに該当する場合を除く。）

Q.6 ふるさと選手制度を大学4年時に活用して国体に参加したが、次年度に大学を卒業した場合「新卒業者」としてふるさと都道府県以外から参加できるのでしょうか。

A.6 できます。2大会の間を置かなくとも良い例外適用として「新卒業者」及び「結婚・離婚に係る者」とありますが、いずれも「ふるさと」の「2年以上連続して活用しなければならない」よりも優先されて適用されます。但し、ふるさと選手制度の活用回数を1回としてカウントし、次回活用時には2回目としてカウントされます。（※ 活用できる回数は2回まで）

Q.7 ふるさとは毎年手続きをしなくてはならないのですか。

A.7 ふるさと選手制度を活用する場合は、毎年の手続きが必要です。活用初年は登録申請、2年目以降は使用申請が必要となります。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
別記2【「一家転住等」に伴う特例措置の考え方】		
転校への特例 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第3項－(1)－1)～③）に抵触しないものとする。		
(1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。	・ ここでいう「少年種別」とは実施要項総則5-(3)-イ（平成2年4月2日以降に生まれた者）に該当する者とする。	
(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむをえない理由に限ることとする。		
(3) 「一家転住等」とは、概ね次のことを言う。		
ア 親の転勤による一家の転居 イ 親の結婚、離婚による一家の転居 ウ 上記以外に、やむをえない理由による一家の転居		
(4) 転居先の都道府県予選会締切日以前に、次の手続きを終了していること。	・ ここでいう「転居先」とは、「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、もしくは「勤務地」の属するいずれかの都道府県のことである。	
ア 別に定める様式により、属していた都道府県体育協会会長及び都道府県競技団体会長の承認を得ること。 イ 承認を得た書類については、転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体へ提出すること。		

Q.1 一家転住の特例は成年種別には適用されないのですか。

A.1 適用されません。少年種別のみが対象です。本特例の趣旨は、扶養者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。

Q.2 別記2－(3)－イ「親の結婚、離婚による一家の転居」とありますが、離婚を前提とした別居に伴う都道府県の移動に対しては、本特例の対象として見なされますか。

A.2 別居は本特例の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居（都道府県の移動）については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。

Q.3 別記2－(3)－ウ「上記以外、やむをえない理由による一家の転居」とありますが、「やむをえない理由」とは何ですか。

A.3 やむをえない理由とは、当該選手の意思に関係なく、その扶養者等に起因する何らかの理由です。特に具体の事例を定めておらず、そのケースごとに本会が内容を確認します。

(注) ①公開競技についても上記の取扱いに準じる。

②上記に示すものの他、競技によっては更に限定する場合があるので、各競技別実施要項が決定後、当該競技要項を参照のこと。

【参考】

学校教育法第一条

この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

学校教育法第八十三条

第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

学校教育法第三十七条

中学校の修業年限は、三年とする。

学校教育法第四六条

高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

学校教育法施行規則第一条

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足								
5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 監督及び選手の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、下記のとおりとする。	・ 次の者についても、原則として監督及び選手と同様、左記の条件(5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準)を満たしているものとする。 ボクシングのセカンド、自転車のメカニシャン、馬術のホースマネージャー、 高等学校野球の責任教師									
(1) 参加資格										
ア 日本国籍を有するものであることとするが、監督及び選手のうち次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。										
(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。)	・ 永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者〔以下「特別永住者」〕を含む)については、日本国籍を有するものと同様に扱う。 ① ・ 国民体育大会における、永住者(特別永住者を含む)以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記の通りとする。 <table><tr><th>在留資格</th><th>考え方</th></tr><tr><td>家 族 滞 在</td><td>中学3年生</td></tr><tr><td>就 学 生</td><td>高等学校等に在籍する少年種別の年齢域に該当する者</td></tr><tr><td>留 学 生</td><td>大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者</td></tr></table>	在留資格	考え方	家 族 滞 在	中学3年生	就 学 生	高等学校等に在籍する少年種別の年齢域に該当する者	留 学 生	大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者	① 永住者(特別永住者含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。
在留資格	考え方									
家 族 滞 在	中学3年生									
就 学 生	高等学校等に在籍する少年種別の年齢域に該当する者									
留 学 生	大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者									
(イ) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒ただし、	・ ここで言う「学校教育法第1条に規定する学校(以下「第1条校」)」とは、中学校、高等学校、中等教育学校、大学(大学院を除く)、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校を指す。 以下、第1条校については同じ解釈を適用する。									
a 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生及び家族滞在(中学3年生)については、大会実施要項が定める参加申込締切時に1年以上在籍していること。	・ 在留資格のうち、就学生及び家族滞在(中学3年生)については、大会実施要項(都道府県大会を含む)が定める参加申込締切時の1年以上前から継続して第1条校に在籍していなければならない。									
b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、留学生については、参加できない。	・ 成年種別年齢域に該当し、大学等に在籍する者については、在留資格が永住者(特別永住者を含む)以外の者は、国体に参加できない。 ①	① 平成2年4月1日以前に生まれた高等学校等への在籍者(平成20年の4月1日現在、18歳以上の者)は、大学に在籍する「留学生」の取り扱いに準じ、参加することはできない。								
(ウ) 参加しようとする当該年以前に前号(イ)の規定に該当していた者。	・ (ウ)は、前号(イ)の規定を前提として適用するものとする。 ・ 過去に第1条校に1年以上在籍していた者は少年又は成年の種別に参加することができるが、過去の在留資格が「留学生」のみの場合は参加できない。 ① ・ 第1条校に在籍したことがあっても、平成2年4月1日以前に生まれた者で、現在専修学校(専門学校)に在学している者のうち、出入国管理及び難民認定法の在留資格が「永住者(特別永住者含む)」以外の者は、国体に参加できない。	① ただし、第59回大会(平成16年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍実績が1年以上なくとも参加できる。(過去の在留資格が「留学生」のみの場合を除く)								

- Q.1 (1) 参加資格－ア－(ア)に「永住者(特別永住者を含む)」が記載されていますが、在留資格が「永住者(特別永住者を含む)」であれば、(1) 参加資格－ア－(イ)のように「学校教育法第1条に規定する学校に在籍」していなくてもよいのでしょうか。
- A.1 在留資格が「永住者(特別永住者を含む)」の方については、日本国籍を有する方と同様の条件で国体に参加できます。従って、特に(1) 参加資格－ア－(イ)の「学校教育法第1条に規定する学校に在籍」していなくても国体に参加できます。
- Q.2 (1) 参加資格－ア－(ウ)に「参加しようとする当該年以前に前号(イ)の規定に該当していた者」とありますが、大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1) 参加資格－ア－(ウ)に該当しないため、参加できないということでしょうか。
- A.2 大学から来日し、その後就職された方については、(1) 参加資格－ア－(ウ)に該当しないため参加できません。なお、外国籍の方の参加条件として、「学校教育法第1条に規定する学校」に1年以上在籍実績(第59回大会以前に在籍していた者はこの限りではない)が必要となりますが、現在「大学」に在籍する方(在留資格が「留学」等)については「学校教育法第1条に規定する学校」に1年以上の在籍実績があっても参加できません。
- Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」、「就学」、「留学」以外なのですが、国体に参加できるでしょうか。
- A.3 本資料記載以外の在留資格の方については、本会において、当該の在留資格及び我が国における活動内容等を勘案した上で、参加の可否を決定いたします。所属の都道府県体育協会を通じて、本会へお問合せください。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(1) 参加資格		
イ 各競技の選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。		

- Q.1 「各競技の選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者」とは、どういうことでしょうか。
- A.1 国体は都道府県対抗の総合競技会のため、国体の選手及び監督については、当該都道府県の競技団体と体育協会会長が、正式な都道府県代表として責任を持って選抜し、派遣することとなっております。
- つまり、国体の選手及び監督となるためには、当該都道府県の競技団体と体育協会会長に認められる必要があります。その選抜方法については、各都道府県、各競技により異なりますので、当該都道府県の競技団体又は体育協会へお問合せください。
- なお、所属都道府県については、下記（2）「所属都道府県」において、参加条件を満たす都道府県のうち、いずれかを選択することができます。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
(1) 参加資格		
ウ 第61回又は第62回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第61回又は第62回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	・ 第61回大会とは、平成18年に開催された各季大会 →冬季大会（北海道、群馬県）／本大会（兵庫県） ・ 第62回大会とは、平成19年に開催された各季大会 →冬季大会（群馬県、秋田県）／本大会（秋田県）	
(ア) 成年種別		
a 平成19年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者	・ 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 学校教育法第83条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第37条及び第46条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載	
b 結婚又は離婚に係る者	・ 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 ・ その法的手続きが、平成19年5月1日から平成20年4月30日の間に完了していなければならない。 ①	① 平成20年4月30日以前から後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たしていようと、5月1日以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（国内移動選手の制限に抵触しない）を適用できない。
c ふるさと選手制度を活用する者 (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)	・ 所定の方法により、都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」となる都道府県を登録しなければならない。	
(イ) 少年種別		
a 平成19年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者	・ 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 学校教育法第83条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第37条及び第46条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載	
b 結婚又は離婚に係る者	・ 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 ・ その法的手続きが、平成19年5月1日から平成20年4月30日の間に完了していなければならない。 ①	① 平成20年4月30日以前から後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たしていようと、5月1日以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（国内移動選手の制限に抵触しない）を適用できない。
c 一家転住に係る者 (別記2「一家転住等」に伴う特例措置の考え方による。)	・ 転居先の都道府県大会締切日以前に、その手続きが完了していなければならない。	

【成年・少年共通】

- Q.1 実業団チームの解散や、転職に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県と異なる都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。
- A.1 2大会以上の間を置かなければなりません。但し、(1) 参加資格－ウ－（ア）もしくは、(1) 参加資格－ウ－（イ）に該当する方については、2大会の間を置かなくとも異なる都道府県から参加することができます。
- Q.2 平成19年度に「大学院」を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。
- A.2 国体においては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「新卒業者」の対象としておりません。
なお、第63回大会「新卒業者」の対象は平成19年度（平成19年4月1日以降、平成20年3月31日まで）に卒業された方が対象です。平成18年度に卒業された方は対象となりません。
- Q.3 「結婚又は離婚に係る者」は、「その法的手続きが平成20年4月30日以前」であれば、いつでも構わないのですか。
- A.3 第63回大会「結婚又は離婚に係る者」の適用対象は、その法的手続きが平成19年5月1日以降、平成20年4月30日以前に完了した方が対象です。平成19年4月30日以前に手続きをされた方は対象となりません。

【成年のみ】

- Q.4 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればよいですか。
- A.4 卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県体育協会へ所定の手続きを行います。
但し、ふるさと制度で登録できる都道府県は、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。
また、原則として、ふるさと制度の活用は、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。

【少年のみ】

- Q.5 「一家転住に係る者」は、「その手続きが転居先の都道府県予選会締切以前」であれば、いつでも構わないのですか。
- A.5 「一家転住に係る者」の適用対象について、第63回本大会の場合は、その手続きを平成19年4月1日以降、当該大会都道府県予選会参加申込締切日以前に完了した方が対象です。平成19年3月31日以前に手続きをされた方は対象となりません。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(1) 参加資格		
エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。	・ 2種別に参加することはできない。 ①	① 例えば、成年男子の選手が同一競技の成年女子種別の監督を兼任することはできない。 ・ この項は、都道府県大会、ブロック大会、本大会を通じて適用される。 ・ 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国体開催基準要項細則 国民体育大会実施競技及び参加人員」に基づく。
オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。		
(7) 参加選手は、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。	・ 冬季大会とは、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキー競技会を指す。 ・ 第63回大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。	
(4) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。	・ 冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。 ①	① 監督についても同様とする。
(9) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。	・ 選手を派遣する各都道府県体育協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。	

Q. 1-1 私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っていますが、すべての競技で国体に参加することができますか？

A. 1-1 できません。上記 (1) 参加資格-オー (ア) 「参加選手は、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のため、冬季大会スケート競技へは参加できますが、本大会には、自転車競技または陸上競技のいずれかを選択して参加できます。本大会において、自転車競技と陸上競技の2競技に参加することはできません。
つまり、「冬季大会にスケート競技 (1競技)、本大会に自転車競技 (1競技)」か、または「冬季大会にスケート競技 (1競技)、本大会に陸上競技 (1競技)」のいずれかとなります。

Q. 1-2 第63回冬季大会にスケート競技、第63回本大会に自転車競技に参加する場合、スケート競技へはA県から参加し、自転車競技へはB県から参加はできますか。

A. 1-2 できません。上記 (1) 参加資格-オー (イ) 「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、第63回冬季大会及び本大会は同一の都道府県からのみ参加できます。
つまり、スケート競技及び自転車競技に参加する場合は、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、または両競技ともB県からの参加となります。

Q. 2 ゴルフ競技でA県及びB県の予選会に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加することはできますか。

A. 2 できません。上記 (1) 参加資格-オー (イ) 「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1都道府県からのみ参加することができます。

Q. 3 ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退した。本大会で少年男子の監督として参加することはできますか。

A. 3 できません。上記 (1) 参加資格-エ 「選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の段階を問いません。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(1)参加資格		
オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。		
(エ) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。	・ 都道府県大会 ① 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 ・ ブロック大会 本大会にストレートで参加できる競技種別、種目を除き各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってブロック大会に参加し、これを通過しなければならない。	① 都道府県大会及びブロック大会の免除 本会国体委員会が決定した予選会免除対象大会に参加する代表選手については、当該競技の予選会に参加しなくても、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会へ出場できる。 ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。 また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。 ② ブロック大会における本大会参加枠の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができる。
(オ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。		

- Q.1 都道府県大会とブロック大会に、必ず参加しないと本大会に参加できないのでしょうか。ブロック大会で怪我をした選手の代わりに本大会に参加できないのでしょうか。

A.1 原則として、都道府県大会については、競技会、選考会、推薦制度等、当該都道府県競技団体が定めた都道府県代表となるための予選（手続き）に必ず参加しなくてはなりません。しかし、団体競技におけるブロック大会から本大会への出場権については、当該都道府県が獲得したものであることから、傷病等の諸事情により、交代して参加することは可能です。但し、交代する方は、同一種別の都道府県大会に参加していることが条件となります。
- Q.2 予選会の免除があると聞きましたが。

A.2 本会が免除対象大会として認めたオリンピック等の国際大会代表選手については、予選会免除対象者として取り扱うことができます。
免除対象大会については、各競技により異なりますので、免除対象の大会名、選手の選抜方法等については、所属都道府県体育協会又は当該競技団体にお問合せください。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(2) 所属都道府県		
所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。		
ア 成年種別		
(ア) 居住地を示す現住所	・ 住所を有し、しかも日常生活をしている所を指す。 ① ・ 平成20年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き この2つの条件を満たしていること ②	① 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。 ② 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成20年10月7日）を指す。
(イ) 勤務地	・ 平成20年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。 ①	① 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成20年10月7日）を指す。
(ウ) ふるさと (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)	・ 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。	
※ 上記に属する所属都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「のいずれかから参加する場合は、平成20年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、又は勤務していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。 ・ 成年種別の選手が属する都道府県として「ふるさと」を選択する場合		

- Q.1 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録（住民票）はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。
A.1 A県、B県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年4月30日以前より本大会参加時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。
- Q.2 私はA県にある大学に通学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在するA県から参加することができますか。
A.2 「大学の所在地」を根拠として、A県から参加することはできません。
大学生を含む成年種別の所属都道府県は上記のとおり、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかを満たす都道府県です。
「大学の所在地」は所属都道府県の条件に当てはまりません。
- Q.3 私はA県に本社所在地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は支社所在地のB県です。「勤務地」とは、所属会社の本社所在地であるA県ですか、それとも、実際の勤務先である支社所在地のB県ですか。
A.3 実際の勤務先であるB県です。「勤務地」の解釈は、当該大会開催年4月30日以前より本大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地となります。
- Q.4 国体には、上記（2）所属都道府県の条件を満たせば、どの都道府県から参加してもよいのでしょうか。
A.4 上記（2）所属都道府県の条件を満たす都道府県のいずれか1都道府県から参加することができます。なお、冬季大会及び本大会にはそれぞれ1競技に限り参加できますが、回数を同じくする大会において、都道府県の予選会を含めて、異なる都道府県から参加することはできません。【上記（1）参加資格－オ参照】
また、前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記（1）参加資格－ウ参照】
- Q.5 上記（2）所属都道府県－ア－（ウ）に記載されている成年種別年齢域（当該大会開催年4月1日時点で18歳以上）選手の「ふるさと」とは、どのような内容ですか。
A.5 卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。詳細は、下記「別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】」をご参照ください。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(2) 所属都道府県		
イ 少年種別		
(7) 居住地を示す現住所	・ 住所を有し、しかも日常生活をしている所を指す。 ① ・ 平成20年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き この2つの条件を満たしていること ②	① 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。 ② 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成20年10月7日）を指す。
(イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地	・ 平成20年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き通学している学校の所在地を指す。 ① ・ 学校教育法第83条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第37条及び第46条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載 ・ 下記の者は学校所在地から参加することはできない。 (1) 休学中の者 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者	① 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成20年10月7日）を指す。 ・ 全日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加できる。（「勤務地」の所属選択はできない。） ・ 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。 ・ 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。（「学校所在地」の所属選択はできない。）
(ウ) 勤務地	・ 平成20年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。 ①	① 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成20年10月7日）を指す。
※ 上記に属する所属都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成20年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。 ・ 少年種別の選手が「一家転住」した場合		

Q.1 少年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」と成年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。

A.1 異なりません、同一です。

Q.2 「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」としての条件を教えてください。

A.2 当該大会開催年4月30日以前より本大会参加時まで引き続き、通学している学校（学校教育法第1条に規定する学校）の所在地です。但し、次の者は学校所在地より出場することはできません。

(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者

また、国体における所属都道府県としての「学校教育法第1条に規定する学校」の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校を指します。

なお、「学校教育法第83条」に規定する「各種学校」のうち「学校教育法第37条」、「学校教育法第46条」、並びに「学校教育法施行規則第1条」（「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む）を満たす学校については、学校教育法第1条に規定する学校と同様に扱うものとします。（10ページ参照）

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(3) 選手の年齢基準		
ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。		
(7) 成年種別に参加する者は、平成2年4月1日以前に生まれた者とする。	・ 選手の参加資格及び所属都道府県については、競技ごとに定める種別の年齢区分に関わりなく、左記の年齢基準(ア)及び(イ)の区分に基づくものとする。 ① ・ 高校生、高等専門学校生であっても少年の種別の年齢域を越えた者は成年の種別に参加することとなる。 ① (例) 高校定時制4年生、高専4年生以上等は成年の種別に参加する。	① 平成2年4月1日以前に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかの参加資格を満たす都道府県より参加するものとする。 ① 平成2年4月2日以降に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のうちいずれかの参加資格を満たす都道府県より参加するものとする。
(4) 少年種別に参加する者は、平成5年4月1日以前に生まれた者から平成2年4月2日以後に生まれた者とする。		
(9) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成20年4月1日を基準とする。		
イ (財)日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生とする。	・ 第63回大会において中学3年生が参加できる競技は次の通り。 陸上、水泳（競泳）、サッカー、スキー、テニス、体操（競技）、セーリング、ソフトテニス、卓球、馬術、フェンシング、カヌー、アーチェリー、ボウリング、ゴルフ	・ サッカー成年男子種別、サッカー女子種別、カヌーWWR成年種別、カヌーSLR成年種別、ゴルフ女子種別に参加する者のうち、平成2年4月2日以降に生まれた者は、少年種別年齢域の参加資格を適用する。
(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、(財)日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、(財)日本体育協会がその可否を決定する。		

Q.1 私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が国体に参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。

A.1 成年種別からの参加となり、学校の所在地は選択できません。国体においては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。

Q.2 サッカーの男子については、17歳（当該年1月1日現在）を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考え方・条件はどうなりますか。

A.2 上記（3）選手の年齢基準－ア－（ウ）に記載の通り、「年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成20年4月1日を基準」としているため、所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。つまり、サッカー成年男子及び女子種別、またゴルフの女子種別のいずれにおいても、「平成5年4月1日以前に生まれた者から平成2年4月2日以後に生まれた者」は少年種別の所属都道府県の条件（「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」）となり、「平成2年4月1日以前に生まれた者」は、成年種別の所属都道府県の条件（「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」）となります。

Q.3 上記（3）選手の年齢基準－イの解釈・説明に記載されている競技以外では、中学3年生は参加できないのでしょうか。

A.3 できません。中学3年生が参加できる競技については、本会において当該競技の普及・実施状況、安全面等を確認し、国民体育大会関係機関・団体との合意を得てから、決定することとなっております。

Q.4 上記（4）「前記の各事項に疑義のあるときは、(財)日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、(財)日本体育協会がその可否を決定する。」とありますが、疑義が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、どこへ問合せをしたらよいでしょうか。

A.4 詳細について確認したい場合には、まずは所属の都道府県体育協会にお問い合わせください。都道府県体育協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育協会を通じて本会へご確認ください。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足						
別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】								
(1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。 <table><tr><td>ア</td><td>居住地を示す現住所</td></tr><tr><td>イ</td><td>勤務地</td></tr><tr><td>ウ</td><td>ふるさと</td></tr></table>	ア	居住地を示す現住所	イ	勤務地	ウ	ふるさと	・ 本制度は、監督として参加する者（ただし、選手を兼任する者は除く）には適用されない ・ ここでいう「成年種別」とは、実施要項総則5－(3)－ア（平成2年4月1日以前に生まれた者）に該当する者とする。	
ア	居住地を示す現住所							
イ	勤務地							
ウ	ふるさと							
(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。	・ 「卒業中学校」、「卒業高等学校」は第1条校であること。 ただし、学校教育法第83条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第37条及び第46条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、学校教育法第1条に規定する学校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載							
(3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。	・ 都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。							
(4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。								
(5) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。								
(6) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申し込み締切期日までに、(財)日本体育協会宛に提出する。		※ 参加申込システムのチェック機能の関係上、参加申込ファイルのアップロードに先立ち「ふるさとファイル」をアップロードすること。						

Q.1 ふるさと選手制度は、監督には適用されないのでしょうか。

A.1 監督には適用されません。但し、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われることとなるため、本制度が適用されます。

Q.2 ふるさと登録の条件として、「卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」となっていますが、中学生の時に、A中学校に入学し、その後B中学校へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいずれも選択できますか。

A.2 できません。卒業学校のみが対象となるため、A中学校所在地の都道府県をふるさととして選択することはできません。卒業学校であるB中学校所在地の都道府県がふるさと登録の対象となります。

Q.3 A中学校を卒業し、B高等学校へ進学したが、B高等学校は中退した。B高等学校をふるさととして登録できるでしょうか。

A.3 できません。B高等学校を卒業していないので、B高等学校所在地の都道府県をふるさととして登録できません。なお、A中学校は卒業しているので、A中学校所在地の都道府県はふるさととして登録できます。

Q.4 ふるさとを登録して都道府県予選会に参加を申込んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、ふるさと選手制度の活用はなかったものとしてカウントされますか。

A.4 国体においては、参加申込が受理された時点で参加と見なします。この場合は、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、ふるさと制度の活用としてカウントされます。

Q.5 ふるさと選手制度を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、2大会の間を置かずとも、ふるさとの都道府県から参加できますが、ふるさと選手制度の活用をやめて、居住地を示す現住所から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。

A.5 ふるさと選手制度を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かなくとも、ふるさと以外の「居住地を示す現住所」または「勤務地」から参加することができます。但し、2年以上連続して活用していない場合は、ふるさとの都道府県以外から参加することはできません。（上記（1）参加資格－ウ（ア）成年種別のa及びbに該当する場合を除く。）

Q.6 ふるさと選手制度を大学4年時に活用して国体に参加したが、次年度に大学を卒業した場合「新卒業者」としてふるさと都道府県以外から参加できるのでしょうか。

A.6 できます。2大会の間を置かなくとも良い例外適用として「新卒業者」及び「結婚・離婚に係る者」とありますが、いずれも「ふるさと」の「2年以上連続して活用しなければならない」よりも優先されて適用されます。但し、ふるさと選手制度の活用回数を1回としてカウントし、次回活用時には2回目としてカウントされます。（※ 活用できる回数は2回まで）

Q.7 ふるさとは毎年手続きをしなくてはならないのですか。

A.7 ふるさと選手制度を活用する場合は、毎年の手続きが必要です。活用初年は登録申請、2年目以降は使用申請が必要となります。

第63回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
別記2【「一家転住等」に伴う特例措置の考え方】		
転校への特例 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)に抵触しないものとする。		
(1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。	・ ここでいう「少年種別」とは実施要項総則5-(3)-イ(平成2年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。	
(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむをえない理由に限ることとする。		
(3) 「一家転住等」とは、概ね次のことを言う。		
ア 親の転勤による一家の転居 イ 親の結婚、離婚による一家の転居 ウ 上記以外に、やむをえない理由による一家の転居		
(4) 転居先の都道府県予選会締切日以前に、次の手続きを終了していること。	・ ここでいう「転居先」とは、「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、もしくは「勤務地」の属するいずれかの都道府県のことである。	
ア 別に定める様式により、属していた都道府県体育協会会長及び都道府県競技団体会長の承認を得ること。 イ 承認を得た書類については、転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体へ提出すること。		

Q.1 一家転住の特例は成年種別には適用されないのですか。

A.1 適用されません。少年種別のみが対象です。本特例の趣旨は、扶養者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。

Q.2 別記2－(3)－イ「親の結婚、離婚による一家の転居」とありますが、離婚を前提とした別居に伴う都道府県の移動に対しては、本特例の対象として見なされますか。

A.2 別居は本特例の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居（都道府県の移動）については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。

Q.3 別記2－(3)－ウ「上記以外、やむをえない理由による一家の転居」とありますが、「やむをえない理由」とは何ですか。

A.3 やむをえない理由とは、当該選手の意思に関係なく、その扶養者等に起因する何らかの理由です。特に具体の事例を定めておらず、そのケースごとに本会が内容を確認します。

(注) ①公開競技についても上記の取扱いに準じる。

②上記に示すものの他、競技によっては更に限定する場合があるので、各競技別実施要項が決定後、当該競技要項を参照のこと。

【参考】

学校教育法第一条

この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

学校教育法第八十三条

第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

学校教育法第三七条

中学校の修業年限は、三年とする。

学校教育法第四六条

高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

学校教育法施行規則第一条

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第 63 回国民体育大会(大分県)
「実施要項総則第 5 項 (2) 所属都道府県」選択における事例

● 実施要項総則第 5 項 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ. 第 61 回又は第 62 回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第 61 回又は第 62 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 平成 19 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者(別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

(イ) 少年種別

- a 平成 19 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者(別記 2「一家転住等」に伴う特例措置の考え方による。)

凡例

「—」……不参加

「×」……第 61 回又は第 62 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	61 回大会 平成 18 年度	62 回大会 平成 19 年度	63 回大会 平成 20 年度	64 回大会 平成 21 年度	65 回大会 平成 22 年度
A 選手	東京都 (居住地)	×	×	大分県 (勤務地)	大分県 (勤務地)

【事例 1：新卒業者】

	61 回大会 平成 18 年度	62 回大会 平成 19 年度	63 回大会 平成 20 年度	64 回大会 平成 21 年度	65 回大会 平成 22 年度
B 選手	秋田県 (居住地) 〔大学 3 年〕	秋田県 (居住地) 〔大学 4 年〕 H20.3 月卒業	大分県 (居住地) 「新卒業者」 適用	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)
C 選手	東京都 (居住地) 〔大学 4 年〕 H19.3 月卒業	秋田県 (居住地) 「新卒業者」適用	— (秋田県)	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
D 選手	東京都 (居住地) 〔大学 4 年〕 H19.3 月卒業	— 「新卒業者」適用期間 (東京都→大分県へ転居)	×	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)

本大会〔平成 20 年(平成 20 年度)〕:

平成 19 年 4 月 1 日以降、平成 20 年 3 月 31 日までに卒業した者

〔参考〕第 63 回大会冬季大会〔平成 20 年(平成 19 年度)〕:

平成 18 年 4 月 1 日以降、平成 19 年 3 月 31 日までに卒業した者

※D選手の事例:

D選手は、「新卒業者」の適用対象となる大会(予選会を含む 62 回大会)に参加しなかったため、「新卒業者」の適用対象外となり、63 回大会については、前回参加した都道府県(61 回大会:東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	61 回大会	62 回大会	63 回大会	64 回大会	65 回大会
E 選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地) 大会後結婚	大分県 (居住地)「結婚」適用	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)
F 選手	東京都 (勤務地)	— (東京都) 大会後結婚	大分県 (居住地)「結婚」適用	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)
G 選手	東京都 (勤務地) 大会後離婚	秋田県 (居住地)「離婚」適用	—	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
H 選手	東京都 (勤務地) 大会後結婚	秋田県 (居住地)「結婚」適用 大会後離婚	大分県 (居住地)「離婚」適用	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)
I 選手	東京都 (勤務地) 大会後結婚	— 「結婚」適用期間 (東京都→大分県へ転居)	× (大分県)	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)

本大会[平成 20 年 (平成 20 年度)]:

平成 19 年 5 月 1 日以降、平成 20 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

[参考]第 63 回大会冬季大会[平成 20 年 (平成 19 年度)]:

平成 18 年 5 月 1 日以降、平成 19 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

※ I 選手の事例:

I 選手については、「結婚又は離婚に係る者」の適用対象となる大会(予選会を含む 62 回大会)に参加しなかったため、「結婚又は離婚に係る者」の適用対象外となり、63 回大会については、前回参加した都道府県(61 回大会:東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 3：一家転住に係る者】

	61 回大会[高 1]	62 回大会[高 2]	63 回大会[高 3]	64 回大会	65 回大会
J 選手	東京都 (学校所在地)	— (東京都) 大会後一家転住 (東京都→秋田県へ転居)	秋田県 (学校所在地) 「一家転住」適用	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
K 選手	東京都 (学校所在地)	東京都 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都→大分県へ転居)	大分県 (学校所在地) 「一家転住」適用 H21.3 月卒業	大分県 (居住地) 「新卒業者」 適用	大分県 (居住地)
L 選手	東京都 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都→大分県へ転居)	— (大分県) 「一家転住」 適用期間	× (大分県)	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)

本大会[平成 20 年 (平成 20 年度)]:

平成 19 年 4 月 1 日以降、当該大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

[参考]冬季大会[平成 20 年 (平成 19 年度)]:

平成 19 年 1 月 1 日以降、当該大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※ L 選手の事例:

L 選手については、「一家転住に係る者」の適用対象となる大会(予選会を含む 62 回大会)に参加しなかったため、「一家転住に係る者」の適用対象外となり、63 回大会については、前回参加した都道府県(61 回大会:東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	61 回大会 平成 18 年度	62 回大会 平成 19 年度	63 回大会 平成 20 年度	64 回大会 平成 21 年度	65 回大会 平成 22 年度	65 回大会 平成 22 年度
M選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	秋田県 ふるさと	秋田県 ふるさと	埼玉県 (居住地)	埼玉県 (居住地)
N選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	秋田県 ふるさと	秋田県 ふるさと	秋田県 ふるさと	秋田県 ふるさと
O選手	埼玉県 (居住地)	秋田県 ふるさと (1 回目①)	秋田県 ふるさと (1 回目②)	大分県 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2 回目①)	秋田県 ふるさと (2 回目②)
P選手	埼玉県 (居住地)	秋田県 ふるさと (1 回目①)	大分県 新卒業者※ (勤務地)	大分県 (勤務地)	大分県 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2 回目①)
Q選手	兵庫県 ふるさと (1 回目①)	—	兵庫県 ふるさと (1 回目②)	兵庫県 ふるさと (1 回目③)	兵庫県 ふるさと (1 回目④)	千葉県 (勤務地)
R選手	兵庫県 ふるさと (1 回目①)	—	兵庫県 ふるさと (1 回目②)	—	兵庫県 ふるさと (1 回目③)	千葉県 (勤務地)
S選手	兵庫県 ふるさと (1 回目①)	—	—	兵庫県 ふるさと (2 回目①)	兵庫県 ふるさと (2 回目②)	千葉県 (勤務地)
T選手	兵庫県 ふるさと (1 回目①)	—	—	兵庫県 ふるさと (2 回目①)	—	兵庫県 ふるさと (2 回目②)

各季大会ごと、当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

(例)1 回目①=1 回目活用の 1 年目 1 回目②=1 回目活用の 2 年目
2 回目①=2 回目活用の 1 年目 2 回目②=2 回目活用の 2 年目

※ P 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2 大会以上の間を置かなくとも前回出場のと道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2 年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、61 回大会の「ふるさと」活用は 1 回目の活用と数え、残りの活用回数は 1 回とする。

※ Q～T 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 1 回につき 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、2 年目の活用時(事例では 62 回大会)に国体に不参加となった場合、その次回大会(事例では 63 回大会)に「ふるさと」を選択し国体に参加すれば、1 回目の継続活用となる(Q 選手、R 選手)。ただし、63 回大会では「ふるさと」のみ選択可能で、「居住地を示す現住所」、「勤務地」を選択することはできない。

また、1 回のふるさと選手制度活用の際に、連続して 2 大会以上不参加となった場合、1 回の活用は終了となる(S 選手、T 選手)。

総 則

開 催 の 趣 旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

大分県で開催する第63回国民体育大会「チャレンジ！おおいた国体」は、国体の新たな方向性を示した国体改革の初年度として、「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」を基本に、簡素な中にもおもてなしの心のこもった、夢と感動にあふれる大分らしい国体の創造にチャレンジし、また、大会に集う全ての人のそれぞれのチャレンジを応援するものである。

実 施 方 針

1 実施競技

正 式 競 技	公開競技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ	高等学校野球

2 会期及び会場地

会 期	会場地	会場地数
平成20年9月27日(土) ～10月7日(火) 〔11日間〕	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、 臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、 杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、 国東市、日出町、九重町、玖珠町 熊本県菊池市、熊本県上益城郡益城町	14市3町 県外1市1町
※水泳競技会、フェンシング 競技会及びゴルフ競技会は 下記日程で実施 平成20年9月11日(木) ～9月15日(月) 〔5日間〕	大分市、別府市、日田市、臼杵市、由布市	5市

3 競技方法

正式競技は都道府県対抗とし、公開競技についてはそれぞれの実施要項に示す方法とする。

4 ドーピング検査の実施

検査は、日本ドーピング防止規程及び関連規則に基づき実施する。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

監督及び選手の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、下記のとおりとする。

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、監督及び選手のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。

(7) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者（日本国との平和条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。）

(i) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒
ただし、

a 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生及び家族滞在（中学3年生）については、大会実施要項が定める参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、留学生については、参加できない。

(v) 参加しようとする当該年以前に前号(i)の規定に該当していた者。

イ 各競技の選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第61回又は第62回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第61回又は第62回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(7) 成年種別

a 平成19年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

(i) 少年種別

a 平成19年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「一家転住等」に伴う特別措置の考え方による。）

エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。

(7) 参加選手は冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

(i) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

(v) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(エ) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(オ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(7) 居住地を示す現住所

- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地
- (ウ) 勤務地

※ 上記に属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成20年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

- ・ 成年種別の選手が属する都道府県として「ふるさと」を選択する場合
- ・ 少年種別の選手が「一家転住」した場合

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、平成2年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、平成5年4月1日以前に生まれた者から平成2年4月2日以後に生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成20年4月1日を基準とする。

イ (財)日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生とする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、(財)日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、(財)日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

- (1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

- (2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- (3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- (5) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (6) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、(財)日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置の考え方】

転校への特例

次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第3項－(1)－

1)－③)に抵触をしないものとする。

(1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむをえない理由に限ることとする。

(3) 「一家転住等」とは、概ね次のことを言う。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむをえない理由による一家の転居

(4) 転居先の都道府県予選会締切日以前に、次の手続きを終了していること。

ア 別に定める様式により、属していた都道府県体育協会会長及び都道府県競技団体会長の承認を得ること。

イ 承認を得た書類については、転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体へ提出すること。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを都道府県ごとの男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次の2種類とする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目		8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則」及び「国民体育大会におけるドーピング防止規則に対する違反が確定した場合の競技順位・得点等の取り扱い要領」によるものとする。

7 表 彰

(1) 冬季大会及び本大会を通して実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

(2) 冬季大会及び本大会を通して実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 各競技の参加申込み方法

- (1) 都道府県の体育協会会長及び各競技団体会長は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び(財)日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長あてに申し込むものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた期限までに所定の様式及び方法により、(財)日本体育協会あてに行う。
- (3) 参加申込み期限
(※ 現在調整中)
- (4) 参加申込み様式は、(財)日本体育協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込み締切り後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、下記あてに所定の様式にて届け出なければならない。
 ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局
 イ チャレンジ！おおいた国体実行委員会事務局
 ウ チャレンジ！おおいた国体各競技会場地市町村実行委員会
 なお、(財)日本体育協会に対しては、上記の文書による届け出の後、所定の様式及び方法による交代（変更）手続きを行うものとする。

9 各競技会の棄権手続き

参加申込み締切り後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県体育協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入する。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	1, 5 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	2, 0 0 0 円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

(※ 現在調整中)

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 5 1 3 7 2 9

財団法人日本体育協会

11 宿泊申込み

大会参加者は、チャレンジ！おおいた国体実行委員会が指定した所定の様式により、定められた期限までに申し込む

12 参加選手団本部役員編成及び視察員

- (1) 参加選手団本部役員は、次のとおりとする。
 - ア 参加選手 500 人以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 人以内とする。
 - イ 参加選手 300 人以上 500 人未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 人以内とする。
 - ウ 参加選手 300 人未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 人以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 人以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
- (4) 参加選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (5) 視察員は、1 都道府県 3 人以内とする。ただし、第 64 回大会から第 68 回大会までの開催県については、新潟県 100 人以内、千葉県及び山口県 60 人以内、岐阜県及び東京都 40 名以内とする。

13 参加章、記念章及び視察員章の交付

参加章、記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 記念章
大会補助員、協力者及びデモンストレーションとしてのスポーツ行事参加者
- (3) 視察員章
視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された参加章、記念章又は視察員章を着用しなければならない。
- (2) 参加章及び視察員章着用者は、開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。
- (3) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

15 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、(財)日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議のうえ本要項に基づき実施要項を作成する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき当該都道府県主催団体に申し込む。なお、参加は 1 人 1 競技に限る。
- (3) 申込みは、すべて各競技団体所定の参加申込用紙による。
- (4) 参加料を徴収する場合の金額は、主催団体が中央競技団体と協議のうえ定める。
- (5) 競技運営に差し支えない限り、大分県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

16 国民体育大会参加者傷害補償制度

(財)日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者全員による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、国民体育大会都道府県予選会、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督のほか、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を、(財)日本体育協会に納入する。なお、制度負担金については次のとおりとする。

区 分	制度負担金
都道府県大会のみの参加者	一人あたり 700 円
ブロック大会及び本大会の参加者	一人あたり 1,000 円

- (3) 納入期限及び納入先については別途(財)日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

17 文化プログラム

文化プログラムは、次表のとおりとし、実施については、文化プログラム実施基準に基づくものとする。

文化プログラム	会 場 地	会場地数
調整中	調整中	

18 デモンストレーションとしてのスポーツ行事

デモンストレーションとしてのスポーツ行事は、次表のとおりとし、実施については、デモンストレーションとしてのスポーツ行事実施基準に基づく実施要項による。

デモンストレーションとしてのスポーツ行事	会 場 地	会場地数
グラウンドゴルフ	大分市、佐伯市、豊後高田市 豊後大野市	8 市 1 町 1 村
ウエイクボード	中津市	
ソフトバレーボール	佐伯市	
パラグライダー	佐伯市	
綱引き	宇佐市	
ミニソフトボール	豊後大野市	
デュアスロン	国東市	
ゲートボール	杵築市、姫島村	
サイクリング	中津市	
ビリヤード	日出町	
少年少女スポーツ ドッジボール 軟式野球 サッカー	宇佐市 国東市 豊後大野市	

18 その他

- (1) 参加申込み及び宿泊申込みが、定められた期限までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。